

議 事 録

会議名	平成28年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成28年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成28年7月8日（金）14:00～16:00		
開催場所	寒川町役場3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、川島、坂元（欠席：齋藤） 事務局：小島（総務部長）・戸村（総務課長）・鳥海（総務課行政総務担当主査）・ 高橋（総務課行政総務担当主任主事） 傍聴者数：なし		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備についての報告 第3号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第4号 平成27年度個人情報取扱事務の登録状況 第5号 平成27年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第6号 その他		
決定事項	第1号 坂元委員・入澤委員に決定。 第2号から第5号までは、報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備について 資料番号2：行政不服審査法の改正概要について 資料番号3：新旧対照表 資料番号4：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号5：平成27年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号6：平成27年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 その他資料番号01：寒川町がん集団検診委託事業における問診票の誤送付 について その他資料番号02：個人情報を取扱う業務の受託者等に対する監督等につ いて(通知)の写し その他資料番号03：行政機関等の保有する個人情報の適切かつ効果的な活 用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会 及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律 の整備に関する法律について(概要) その他資料番号04：行政機関個人情報保護法等改正法について(参考資料) その他資料番号05：個人情報保護法の改正等について(参考資料)		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	坂 元 誠 一 入 澤 章 (平成28年8月25日確定)		

議 事 の 経 過

1. 開会 戸村総務課長
2. あいさつ 常盤副町長（あいさつ後、退席）
中島会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者がいないことを報告。

3. 議題

第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として坂元委員及び入澤委員を決定した。

第2号 行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備についての報告

【説明】 事務局より、資料に基づき説明(資料番号1・2・3)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 本来ならば審議会に諮るべき事項であるとのことだが、審議会の規定から読み取ることができなかった。条例というのは、審議会で扱うべき事項なのか。

→ 個人情報保護条例でいうと、第36条に個人情報保護制度運営審議会の規定があり、「制度の適正かつ円滑な運営を推進する」というところから、制度を変えるときにご意見を伺うこともいいのではないかとということでご説明した。

※ 第36条に「実施機関の諮問に応じて調査審議し」とあるが、条例改正に関しての実施機関はどこなのか。

→ 町長になる。

※ 今までも、条例ができてから報告という形で受けたことはあったが、今の解釈が定着した解釈ということならば、本来的に、審議会が先に諮問を受けなければならないということなのか。

※ 過去には条例を変えるときに事前に審議会に諮問されていた。条例について審議会に諮問しなければならないという規定は無いが、より良い運営のためにも事前に諮ったほうが良い。今日、既に様式の訂正の報告が出ている。請求人が一番先に目にするのは様式であって、その様式に瑕疵があったら請求が無効になってしまうことだってある。細かいことも、審議会に諮って委員の皆さんに目を通してもらう方がよい。

※ 口頭意見陳述について、条例の本文では「陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる」とあるが、審査要領では「権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため必要に応じて審

査請求人等の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする」となっていて、正しくリンクしていないように思える。発言を制止するというのは申立人にとっては極めて重要なことで、きちんとリンクさせておかないと運用上支障が発生するのではないかと疑問に思う。このような内容の実質的な変更を含んでいるのだから、できれば我々も途中で意見を述べたかった。

※ 前もって意見を聞いてくれれば、調整しなければいけないところも調整できた。次回からは、諮問でなくてもいいので審議会の意見を聞くよう事務局内部でよく検討してほしい。

※ 細かいことだが、情報公開条例第 16 条に「審査会への諮問」という見出しがついている。第 16 条より前までに審査会の定義が書かれていないので、最初に審査会と書かれてもどういう規定になっているのか分からないので違和感がある。

→ 見出しは本文の内容を要約したものを載せることになっているため、定義よりも先に出る形になっている。

※ 定義は殆ど一番先に載っている。そこに入れておけば何でもなかった。次に立案するときは、今回指摘されたことも頭に入れておいてほしい。

→ はい。

※ 先ほど部分的に様式の訂正があったが、他にも訂正がないか確認してほしい。町長決裁だろうから、問題があるところは町長決裁で早く整備しておくようにしてほしい。

第 3 号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

第 4 号 平成 27 年度個人情報取扱事務の登録状況

第 5 号 平成 27 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【説明】 一括上程され、事務局より資料に基づき説明(資料番号 4、5、6)

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 死者の個人情報は保護されないのが原則だと思うが、死者の個人情報の開示について、どのような根拠付けで運用しているのか。

→ 『寒川町個人情報保護条例 解釈と運用』の中で、死者の個人情報については、「それが請求者自身の個人情報と同視できる場合や、これとみなし得る場合は、この条例に基づく開示請求の対象として認める」とされており、例として、①死者である被相続人から請求者が相続した財産に関する情報、②死者である被相続人から請求者が相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、③死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報、④死亡した未成年に関する情報、⑤死者の診療報酬明細書等に記載されている情報が載っている。また、寒川町の条例では、個人情報の対象は生存している個人だけでなく、亡くなった方も含めて対象としている。

※ 電子計算機処理の有無を振り分ける法則性が見出せないが、判断基準はどうして

いるのか。

→ 個人情報記録をシステムに入力して管理しているものがある場合は「有」で、問診票など本人が紙に書いたものをそのまま保管しているような場合は「無」になる。

※ 事務処理上の都合によるということか。

※ データで保管しているのは「有」で、紙で保管しているのは「無」ということか。

→ そういうことです。

※ 紙か、入力処理か、ということの区分けの基準はあるのか。

→ そこは明確ではなく、事務の対象者の人数などによる。

※ 登録簿に電子計算機処理の有無を記述する必要があるのか。「条例第 10 条」とあって、これはオンライン結合のことなので、オンライン結合の有無を記述するのは分かる。電子計算機処理の有無は、今の話だと純粹に事務処理上の都合によるということなので、併せて記述する必要があるのかとってしまう。

※ 時間の都合もあるので、事務局の方で後ほどよく調査して、議事録を送るときにでも一緒に明確な回答を出すように。

※ 資料番号 4 の 122 ページについて、変更理由に「個人情報保護審議会へ諮問した結果、目的外利用することを承認済みです」と書かれているが、この記述では不十分。これは昨年度、当審議会に諮問されたことで、諮問どおり承認したのではなく、条件付きで認めるという意見（答申）を出したものだ。答申には法的拘束力は無いので、読んだ人が誤解しないよう、理由欄には忠実に答申書のまとめを入れてもらいたい。

※ 昨年 10 月の審議会で、年度をまたいで登録簿の報告があることを問題として指摘したところ、その解決のために、11 月 16 日付けで総務課長から全庁的に通知を出したとのことだが、その後何か出てきたものはあるか。

→ その通知を出して、チェックシートを始めてから、やはり埋もれていたものが出てくるようになったので、今回の報告のように件数が増えている。

※ さらに総務課長が指示して、もう一度保有している情報を精査するよう指導した方が良い。

→ 早速、対応する。

※ 資料番号 4 の 123 ページの身体障害者手帳等交付事務について、オンライン結合が「無」となっているが、これは正しいのか。オンライン結合の定義を見ると、実施機関のコンピュータと実施機関以外の者のコンピュータとを回線を通じて結合してと書いてある。この事務は、茅ヶ崎市と連携があったはずだが、これは実施機関以外のコンピュータと回線を通して結合していないと理解してよいのか。

→ オンライン結合とは、随時お互いに情報を引き出せる状態になっていることで、この事務については、情報を取り込むときだけ一時的に接続して、その後は切断することになっているので、条例でいうところのオンライン結合には当たらない。

※ 資料番号 4 の 53 ページで、個人情報の収集先及び収集の方法欄に、その他とし

- て「USB」と書いてある。USBというのは何か意味があるのか。
- その他には、具体的な収集方法を記載することになっており、USBとあるのは、警察から保管自転車等の情報をUSBで収集しているということである。
- ※ 資料番号4の131ページの放課後児童健全育成事業事務について、個人情報を提供する範囲及び提供する項目名の欄に、児童クラブ運営受託者と書いてある。個人情報を外部に提供しているということだが、項目名を見ると、健康・病歴、障害、身体状況、精神状況とあって、このような情報を委託事業者提供する必要があるのであるのか。
- この事務は、平成28年度から寒川学童保育会という団体へ事務委託している。実際に子どもを預かって児童クラブを運営していくのは委託先の団体であり、運営上必要な情報であることから提供している。
- ※ 精神状況というのは、個人情報保護法のいわゆるセンシティブ情報に該当するのではないか。
- ここでいう精神状況は障害に関する情報のことで、具体的にいうと、知的障害がある、心神喪失や心神耗弱の状況にあることで、子どもやその保護者にそうした配慮が必要な人がいるかどうかは、適正な運営をしていくに当たって必要な情報となることから提供している。
- ※ 委託事業者には、契約によって守秘義務が課せられているのか。
- はい。
- ※ 条例第7条で、登録簿は一般の閲覧に供しなければならないとされているので、おろそかにできない。くどいようだが、この機会を捉えて登録簿を点検してほしい。特に変更があったときにはよく点検して指導するようにしてほしい。

第6号 その他

①平成28年6月に発生した個人情報漏えい(誤送付)に関する報告

【説明】 事務局より資料に基づき説明(その他資料番号01、02)

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

- ※ 事件発生後、6月15日付けで総務部長名で各セクションの長に指示書を出したことは評価する。ただ、既に契約したものについても、何らかの指示を出したのか。今までに取引が発生したものについても、誤謬があれば防がなければならない。部長の名前で出したことはすごく重みがあるのだから、過去のものについても点検させたほうが良いのではないかと。
- 契約書を変更してまでとは通知に書いていないので、指示は出していない。
- ※ 受託者が契約に違反して、もし損害を被ったら、町も損害賠償の対象になるのではないかと。
- ※ 債務不履行みたいな形になるので、それはあると思う。

※ 契約書の書式の中に、損害賠償の対象になることを謳っておくべきではないか。人間のやることだから間違いはある。あったときにすぐ何をやるかが一番大切なので、よく対応するようにしてほしい。

※ 今回のような情報漏えいの事例は初めてなのか。以前にあったとすれば、処理した時の書類が残っているのかどうか知りたい。

→ 今回の誤送付というのは、記憶している限りでは過去に無い。

※ これを機に、できればチェック体制を複数作って、個人情報の漏えいが限りなくゼロに近いシステム作りをお願いしたい。

②個人情報保護法等の法改正について

【説明】 事務局より資料に基づき説明(その他資料番号 03、04、05)

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 国の法改正を受けて、町の条例も改正するということだが、いつ頃までに立案するのか。

→ 改正された国の法律は5月27日に公布されており、施行はそこから1年6ヶ月以内なので、条例もそれに合わせていくと来年の9月議会か12月議会あたりになる。

※ 条例改正の手続きの中で、当審議会に意見を聴取するか決めておいてほしい。そのために、我々委員も資料を読んで勉強しておく。

③寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）について

中島会長より、寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）に基づく避難行動要支援者に関する個人情報の取扱い（自治会への提供）について、出席委員に対して情報提供があり、入澤・坂元両委員から関連意見があった。

また、事務局に対して、本プランに係る個人情報管理の実態について、所管する福祉課長から説明を聴く機会を設けるよう要望があった。

④その他

①事務局より、今年度より全庁的に議事録の作成を外部の業者に委託することになったため、議事録案の送付まで3~4週間かかることを説明した。

②次回の会議は、諮問案件がなければ開催しないことを確認した。

4. 閉会

以 上